

# 生活応援・景気対策第2弾 新・カワセ商品券発行!

販売日時...11月21日(土)午前10時から 売り切れ次第終了 / 販売場所...下図のとおり / 1万円で1冊(1万1,500円分) 内訳・A券(1,000円券は全加盟店で使用可) 5千円分、B券(500円券は大店舗を除く加盟店で使用可) 6,500円分 購入は1人10万円まで。平成22年2月28日(日)まで有効  
障害のある方専用の販売...11月21日(土)午前10時~正午 / 市役所1階ロビー 売り切れの場合、身体障害2級以上の方対象 障害者手帳を持参

問合せ先 日野市商工会 ☎581-3666

## 国保・年金

国民年金はみんなが加入者です

国民年金は、保険料を納付し、お互いを支えあい、病气やけがなど将来に備えることを目的として、日本国内に住む20歳~60歳までの方が加入する制度です。**あなたは、どの被保険者ですか?**

- 第1号被保険者** 自営業、学生、フリーターなど
- 第2号被保険者** 厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員など
- 第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

また、次の方は希望すれば加入

(任意加入) 出来ます。60歳以上65歳未満の方で、満額の年金に満たない方は、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた方で、70歳までの間に受給資格が発生する見込みのある方

日本人で外国に住んでいる20歳以上65歳未満の方は、**国民年金保険料は1カ月1万4,660円です(平成21年度)** 第1号被保険者の方は、保険料を自分で納めないで、将来年金が受けられません。第2号・第3号被保険者の方は、加入する厚生年金や共済組合などの制度がまとめて支払っているの

で、ご自分で納める必要はありません。なお、第1号被保険者で将来の年金を多く受けたい方は

は、1カ月400円の付加保険料を納めることが出来ます。**保険料の納め方は**

国(社会保険庁)から送付された納付書で、各金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。なお、保険料をあらかじめ6カ月、1年分単位で納めると割引きされる「前納制度」があります。また、納め忘れない口座振替がご利用になります。ご希望の方は、直接、金融機関や郵便局で手続きをしてください。口座振替で6カ月、1年前納をすると現金納付より割引きになります。

**国民年金保険料を納めることが困難な方へ** **法定免除** 生活保護法による生活扶助や

障害基礎年金を受けている方は、届け出をする等と保険料の全額が免除されます。**申請免除**

申請免除には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる一部納付があります。承認は、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得に基づき判定されます。持ち物: 年金手帳、印鑑、審査対象者の平成20年中の所得証明書(平成21年1月2日以降転入された方のみ)

**若年者納付猶予制度(30歳未満の方が対象)** 30歳未満の本人および配偶者の前年の所得が全額免除基準以下の場合は、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請し

こんなときには届け出を忘れずに

こんなとき	必要な手続き	届出方法
20歳になったとき	厚生年金や共済組合に加入していない方や学生は、加入手続きが必要です。	社会保険事務所から送付される「国民年金のご案内(加入届)」を記入し、保険年金課へ提出を
60歳になる前に会社などを退職したとき	厚生年金や共済組合に加入していた方が、退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	年金手帳、印鑑、離職証明などの退職日の分かる書類を持参し、保険年金課へ届け出を
配偶者が退職したとき	厚生年金や共済組合に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	年金手帳、印鑑、扶養からはずれた日の分かる書類を持参し、保険年金課へ届け出を
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	年金手帳、印鑑、扶養からはずれた日の分かる書類を持参し、保険年金課へ届け出を
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、配偶者の勤務先へ届け出します。	配偶者の勤務先へ届け出を
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者は「年金手帳再交付申請書」を提出すれば、後日、年金手帳が立川社会保険事務所から郵送されます。	印鑑、基礎年金番号の分かる書類または身分証明書を持参し、保険年金課へ届け出を(お急ぎの場合は直接立川社会保険事務所へ申請を)

て承認されれば保険料納付が猶予されます。持ち物: 年金手帳、印鑑、審査対象者の平成20年中の所得証明書(平成21年1月2日以降転入された方のみ)

**学生納付特例制度** 学校法人などの学生は、本人の前年所得が18万円以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予されます。申請は毎年度行う必要があり、申請は、忘れずに申請してください。持ち物: 学生証、年金手帳、印鑑

以上、いずれも保険料を免除または納付猶予された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることが出来ます。なお、申請する年度または前年度において退職(失業)した場合には、特例免除制度がありますのでお問い合わせください。

## 後期高齢者(長寿)医療制度

後期高齢者医療保険で医療を受けている方に医療費通知を送付

後期高齢者医療保険制度で医療を受けている方のうち、主に平成21年1~6月に医療機関な

## 福祉

### 高齢者入院見舞金

70歳以上の方(生活保護受給者、中国残留邦人支援法の支援給付を受けている方を除く)で、平成21年4月1日以降、病气やけがなどで7日以上継続して入院した場合、見舞金を支給します(介護保険による入院・入所は除く)。支給金額: 入院期間が7日以上で一律5千円(年度内1回限り) / 申請時期: 入院した日から7日を過ぎた日以降(8日目から申請出来ます) / 申請期限: 次の事由に該当した日の翌日から1年以内 退院したとき 転出したとき 入院中に3月31日になったとき / 申請方法: 本人または家族(代理人)が市役所保険年金課高齢者医療係へ来庁出来ない場合は問い合わせを / 持ち物: 入院日数が確認出来るもの(入院費領収書など)、印鑑、口座番号等の確認が出来るもの / 保険年金課高齢者医療係